

でいた「社会医療法人孝仁会」から、羅臼町の医療に対する支援・指定管理者制度の導入についてご理解をいただき、平成23年2月24日に指定管理者制度導入について基本合意に至りました。

その後、指定管理者への運営移管の具体的な諸準備を進め、老朽化した診療所本体の建て替えが終わりました平成24年7月から「社会医療法人孝仁会」による診療所の運営が始まり、「羅臼町の医療ビジョン」に沿った医療が提供されるとともに、24時間救急受入も再開されました。

また、10月からは常勤医師が2名体制となり、14床の入院も再開され、地域住民は一様に安堵しているところです。

7. おわりに

当町の医療は、「社会医療法人孝仁会」による指定管理者制度の導入により持続可能なものとなりつつありますが、今後とも、医療と保健と福祉が連携し、羅臼スタイルの「地域包括ケアシステム」の推進を図りながら、町民のための「みんなで育む、みんなの診療所」であり続けるために、「社会医療法人孝仁会」と共にその役割を果たしていきたいと思っております。

また、当該事例が「社会医療法人」の「へき地診療所」を支援する新たな「へき地医療支援」の成功事例となれば、地域医療再生の一助になるものと信じています。

なお、今日に至るまでご支援やご尽力いただきました、羅臼町医療経営・医療再生の両アドバイザー、各医療機関や関係機関をはじめとする多くの皆様に感謝申し上げます。

北海道医報へのご投稿等について

◇広報委員会◇

北海道医師会では、会員の皆さまから「学術投稿」「会員のひろば」等各種原稿を下記要領にて募集しております。是非ともご投稿いただきたくお願い申し上げます。

なお、写真作品のご投稿につきましては、ホームページに「フォトギャラリー」を設けておりますので、ご応募ください。

投稿要領

1. 原稿の締切

毎月10日までにいただいたものは原則として翌月号に掲載となります。ただし、「会員のひろば」については、受付状況により掲載号を決定します。

できるだけメール等の電子メディアでお寄せください。

2. 原稿の体裁と字数制限

(1) 原則として横書きといたします。

(2) 引用文以外は、すべて当用漢字、現代かなづかいを使用してください。

(3) 誤字、脱字、明らかな間違い等は広報委員会において訂正いたします。

(4) 1回の掲載紙面は、原則として2頁を限度とします。

医報1頁は約2,200文字です。ただし、タイトル、写真、図表等を含んでおりませんのでご考慮ください。

(5) 長文原稿および連載物は、広報委員会にて採否決定の上で分割掲載、掲載号等を決めさせていただきます。

3. 原稿の訂正、返却

次の場合は、広報委員会の決定に基づき、執筆者に対し訂正を求めるか、または返却いたします。

(1) 特定の個人・団体を誹謗、中傷する内容

(2) 匿名の投稿

(3) 本誌以外に既掲載のもの、あるいは投稿中のもの（二重投稿）

ただし、特に必要と認められる場合はこの限りではない

(4) その他掲載に支障がある内容

4. ホームページへの掲載

特にお申し出のないかぎりホームページに掲載されますので、予めご了承ください。

連絡先：北海道医師会事業第一課
TEL 011-231-7661 FAX 011-252-3233
E-mail : ihou@m.douji.jp